

「あきた教育の日」を定める要綱

(趣旨)

第1

県勢発展の原動力は「人」であり、「人」は財産である。

その「人」づくりは教育が担っていくものである。このため、県民一人ひとりが教育に関心を持ち、また、学校、家庭、地域、企業などが連携・協力しながら子どもたちを育てていくという共通の認識に立って、教育立県をめざすために力強い教育を推進していく必要がある。

子どもたちがやがて、県内外で秋田の発展を支える「人」となることを願い、「あきた教育の日」を設ける。

(あきた教育の日)

第2

あきた教育の日は、11月1日とする。

(教育の日の取組)

第3

- 1 県教育委員会をはじめ、市町村教育委員会、学校、教育に関係する機関及び団体、この趣旨に賛同する企業、県民等は、連携・協力のもと、あきた教育の日の趣旨に沿った取組を実施するとともに、広く県内への普及を図る。
- 2 あきた教育の日の趣旨に沿った取組は、11月1日前後に集中して実施するように努めるものとする。

(その他)

第4

この要綱に定めるもののほか、あきた教育の日に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成20年9月10日から施行する。